宮城県告示第 729 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第５項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したいので、同法第６条第１項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和８年 11 月６日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　森林計画区の名称

宮城北部森林計画区

２　縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（水産林政部林業振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所を含む。）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所を含む。）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

３　縦覧期間

令和８年 11 月６日から令和８年 12 月１日まで